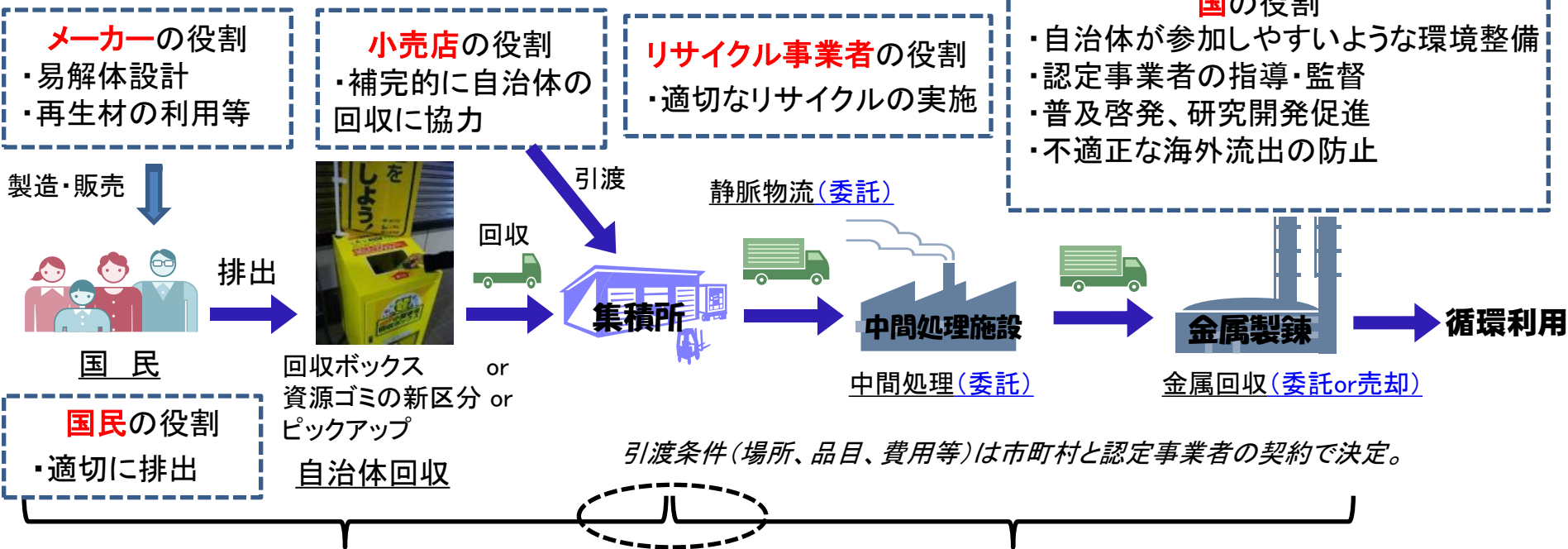


# 中環審答申による小型電気電子機器のサイクル制度案

【ポイント】リサイクルをしようとする者で構成される認定事業者は、市町村等が回収した使用済小型電気電子機器の引取を実施。確実に適正なリサイクルを実施することを約束した者に限って国が認定し、廃掃法の特例を与える制度。

※**全ての関係者**が各々の役割を果たし、協力してリサイクルを実施



**対象品目**: 主に家庭から排出される小型電気電子機器  
→ 廃掃法の特例措置の対象

**特定対象品目**: 対象品目のうち特に資源性の高い品目  
→ リサイクルを特に促進すべき品目